

「電波利用料の見直しに係る料額算定の具体化方針（案）」に対する意見

頁	項（見出し）	御意見
2	2. 料額算定の基本的な流れ	<p>【原案】</p> <p>【次期（平成 29～31 年度）】歳入・歳出とも約 620 億円を想定</p> <p>【意見】</p> <p>○「電波政策 2020 懇談会」報告書（平成 28 年 7 月）に記載された、①各年度の歳入と歳出の関係を一致させる、②電波利用共益事務としての適合性の担保や、効率化や必要性の検証を徹底する、といった提言は、歳入・歳出の想定額にしっかりと反映されるべきものと考えます。</p> <p>○行政は引き続き、歳出規模の抑制に努め、無線局免許人の負担軽減に努めていただきたいと思います。</p>
6、7	3. 「a 群」に係る金額の計算方法	<p>【原案】</p> <p>図表 5 無線システム（広域専用電波以外）と特性係数 図表 6 無線システムにおける特性の勘案</p> <p>【意見】</p> <p>○「電波政策 2020 懇談会」は有識者による精緻な議論を経て、放送局に対し、これまでどおり 2 つの特性係数を適用すべき旨を提言しました。同提言を踏まえ、2 つの特性係数を放送局に適用したこと、さらに放送局と一体の放送事業用無線局にこれまでと同じ特性係数を適用したことは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
11	5. 電波利用料の料額	<p>【原案】</p> <p>新たに算定した料額が、現行料額と比較して大幅に増加する無線局等がある場合は、免許人等の負担の急激な変化を考慮し、増加分を一定の水準（2 割程度）にとどめることとします。</p> <p>【意見】</p> <p>○無線局免許人にとって電波利用料の制度・料額の安定性、継続性は極めて重要です。制度が大きく変動し、想定外の料額増加が生じることは経営上の不確定要素</p>

		<p>となりかねないため、避けるべきだと考えます。</p> <p>○やむを得ず料額が増加する場合も、上限を2割に抑える措置を講ずることは妥当であり、これは今後の改定においても維持すべきものと考えます。</p>
ー	<p>その他 (地上ラジオ放送の料額について)</p>	<p>【意見】</p> <p>○地上ラジオ放送（中波放送、短波放送、超短波放送）は、3年ごとに料額が増加してきた経緯があります。使用帯域の利用価値やひっ迫度に著しい変化がないことを踏まえ、できる限り負担の軽減を図っていただきたいと考えます。</p>

以 上